

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-22)

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,144	1,181	1,096	1,440
	補正予算(b)	0	0	0	-	
	繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	1,144	1,181	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	1,067	1,107	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	「生物多様性」の認識状況(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H16年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R元年度	×
		30	-	-	-	52	-	75	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	生物多様性地域戦略策定済自治体数(都道府県)	基準値	実績値					目標値	達成
		H23年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	○
		18都道府県	41	43	43	44	47	47	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H22年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	×
		-	74	75	75	75	85	100	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数](%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R5年度	○
		国土の35%	77	80	86	89	94	100	
年度ごとの目標値		77	80	88	89	91			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p>
		<p>(判断根拠)</p> <p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」により生物多様性国家戦略2012-2020について総合的な点検を行った結果を公表し、国家戦略全体としては、国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されたが、全ての目標が達成したとは言えず、更なる努力が必要と評価された。また、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」により、日本の生物多様性・生態系サービスの現状に関して評価が行われ、これまでの取組により生物多様性の損失速度は緩和されているが、回復軌道には乗っておらず、今後の対策として、生態系の健全性の回復や、社会・経済活動への働きかけが重要であるとされた。 ・生物多様性地域戦略については、令和3年3月末時点で47都道府県が策定しており目標を達成している。 ・植生図の整備図面数は、令和2年度末時点で、国土の94%の整備が完了し、着実に成果をあげている。なお、平成30年度から「(環境省30-①)環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業」において実施している。 <p><生物多様性に関する国民への普及啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府世論調査によれば、平成26年度の生物多様性の認知度は46%であったが、令和元年度には52%に上昇した。目標は達成しなかったが、20代までの若手世代の認知度は64%まで高まり、また84%の国民が生物多様性の保全に貢献する何らかの取組の実施意向を持っているなど、生物多様性の主流化には一定の進展が見られる。 ・多様なセクターにより構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(事務局:環境省)において、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域フォーラムの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの利用促進等を実施した。 ・事業者の民間参画を促進するため、平成29年12月に「生物多様性民間参画ガイドライン」を改定し、その普及啓発を実施するとともに、企業の生物多様性保全に関する優良な取組を取りまとめ、令和2年5月に「生物多様性民間参画事例集」及び「企業情報開示のグッドプラクティス集」を公表した。 <p><国際的枠組への参加></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)に係る情報に関して、国内連絡会を開催し、収集した情報等を専門家・他省庁等に共有するとともに、オンラインで開催したシンポジウム等を通じて一般市民に向け共有した。 ・第35回ICRI(国際サンゴ礁イニシアティブ)総会(web開催)に参加し、サンゴ礁保全の取組に関する情報収集を行った。また、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア地域におけるサンゴ礁モニタリングデータの地域解析を関係国と連携つつ進めた。 ・生物多様性条約第24回科学技術助言補助機関会合及び第3回条約実施補助機関会合の非公式会合に参加するとともに、ポスト2020生物多様性枠組策定に向けたピアレビュー等に参加することで交渉及び情報収集を行った。

	<p>施策の分析</p>	<p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集> ・「生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果」及び「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」により、今後取組を強化すべき国別目標が明確となったため、これらに対し重点的に対応し、愛知目標の達成を目指していく必要がある。 ・生物多様性地域戦略については、すべての都道府県で策定されたところであるが、今後策定予定の次期生物多様性国家戦略を踏まえた計画の改定が適切に行われるよう、引き続き専門家派遣など支援を行っていく必要がある。</p> <p><生物多様性に関する国民への普及啓発> ・様々な主体の連携による広報・普及啓発、自然とのふれあい体験の充実、民間企業による参画の推進等を通じて、生物多様性の社会における主流化を推進するための取組を継続して進めていく必要がある。</p> <p><国際的枠組への参加> ・生物多様性条約関連会合に関しては、生物多様性の新たな世界目標(ポスト2020生物多様性枠組)に関する議論等がある。また、国際サンゴ礁イニシアティブに関してはサンゴ礁モニタリングネットワークを通じた解析作業等がある。これらの国際的議論・作業に引き続き積極的に参加する必要がある。 ・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連会合に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する必要がある。</p>			
<p>評価結果</p>	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 <生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集> ・「生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果」及び「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」の評価から得られた課題や、今後議論が進むポスト2020生物多様性枠組及び次期国家戦略を踏まえて、新たな目標・施策の検討に取り組む。</p> <p><生物多様性に関する国民への普及> ・今後議論が進むポスト2020生物多様性枠組及び次期国家戦略を踏まえて、生物多様性の主流化に向け、多様なセクターと連携し、各団体が有する広いネットワークと現場とのつながりを最大限に活用し、国民への普及啓発を強化する。</p> <p><国際的枠組への参加> ・2021年10月開催の生物多様性条約第15回締約国会議において採択が予定されているポスト2020生物多様性枠組については我が国の知見を適時かつ戦略的にインプットしながら、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年より我が国も締約国となったことを踏まえて、締約国会合及び関連会合に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏まえた適切な国際ルールの策定を求めていく。 ・IPBES作業計画2019-2030の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣などを通じ積極的に日本の知見をインプットし、引き続き生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に貢献する。</p> <p>【測定指標】 ・今後議論が進むポスト2020生物多様性枠組及び次期国家戦略を踏まえて、次期目標・指標の見直しを進める。</p>			
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・次期生物多様性国家戦略研究会を開催し、次期生物多様性国家戦略に盛り込むべき内容に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。 ・「生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JBO3)」の作成に当たって、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会」を設置し、学識者の知見を活用した。</p>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の点検結果</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局 自然環境計画課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>堀上勝(自然環境 計画課長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>